

2023年12月28日

請願者 行政を考える住民の会
事務局 宮崎邦彦

連絡先

職員の勤務時間中の、不適切対応（盗撮、わいせつ等）の、（違法行為の準備等から終わりまでの）時間帯に対して、給与等の返還を求める請願。

請願の理由

- 2015年6月8日付、監査結果が出る（資料1）
4頁～、給与の返還（資料1）がなされたとのことである。
6頁、要望について、法令に従った必要な措置を講じることを要望することとある。
この監査結果については、報道（資料2）もされている。
- 勤務時間帯における、不適切わいせつ行為について、非違行為報告書（資料3）、開始の時間は、明記されているが、不適切行為の時間帯（開始から終わりまで、職務行為以外の時間）、が不明である。給与の返還等については、返還がなされたかどうか、不明である。

請願事項

- 職員の不適切行為（不法行為）についての、事情聴取において、正確な時間帯（準備、および開始から、終わりの時刻、時間まで）、聴取して、記録すること。
- 不適切行為（不法行為）に対する時刻、時間、時間帯、に対する正確な給与を明らかにして、返還を求めること。
- 最初から、不法行為目的で、勤務していた場合、当日の給与は、返還させること。
- 給与返還が求めることができる、期間内の、他の事案については、調査の上、給与等の返還を求めること。

添付資料 資料1 2015年6月8日 地方自治法第242条第1項の規定に基づく
住民監査請求について（通知）
資料2 2015年6月10日 中日新聞 修学旅行の旅費を受給
資料3 2023年12月20日 犬山市の事例、県教育委員会から一部
公開された非違行為に関する報告書

口頭意見陳述希望



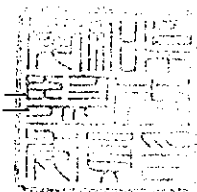
資料

27監査第51-1号
平成27年6月8日

請求人

愛知県監査委員

西川 洋



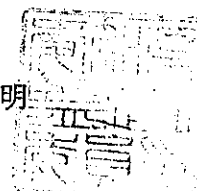
同

青山



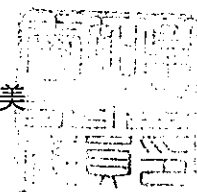
同

後藤 貞明



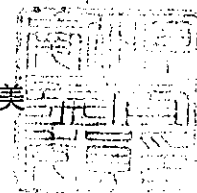
同

中野 治美



同

神戸 洋美



地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

平成27年4月24日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から平成27年4月24日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同年5月13日付けで提出された書面及び事実証明書並びに同月15日に請求人が行った陳述により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求事項

愛知県立大府高等学校（以下「大府高校」という。）の平成26年度の修学旅行の下見のために出張した際、盗撮行為を行い、また、当該修学旅行の引率のために出張した際、つきまとい行為を行った教諭（以下「A教諭」という。）に対し、当該下見に係る旅費59,720円及び当該引率に係る旅費55,155円並びにA教諭を迎えに行くため出張した大府高校の教頭（以下「B教頭」という。）の当該出張に係る旅費14,380円並びに当該下見及び引率の際、職務を遂行していなかった時間分の給与9,600円について愛知県に返還させることを求める。

また、A教諭から返還がなされない場合には、愛知県知事が愛知県に上記金額を返還することを求める。

また、今後、職務中に違法行為があった場合には、旅費等の支給を行わず、旅費等の支給を行った場合には、返還請求をすることを求める。

2 請求理由

A教諭は、平成26年7月29日、平成26年度の修学旅行の下見のために出張した施設内において盗撮行為を行い、また、同年9月25日、当該修学旅行の引率のために出張した同施設内においてつきまとい行為を行った。下見及び引率の際に違法行為を行っており、出張と認められないため、下見及び引率に係る旅費は返還されるべきである。

また、同日、B教頭は、A教諭を迎えに行くために出張したが、引き取りに行く義務はなく、公金の支出は認められない。また、当該出張は、A教諭の違法行為に起因していることから、A教諭に当該旅費の返還を求めるべきである。

また、下見の際に盗撮行為をしていた時間及び警備員に事情聴取された時間並びに当該引率の際につきまとい行為をしていた時間及び警備員に事情聴取された時間は、職務を遂行していたものとはいえず、無断欠勤であり、これに係る時間をそれぞれ4時間と推定し、仮に時給をおおよそ1,200円として算定すると、それぞれ4,800円以上は不当に支給されたといえる。

第2 監査の実施

本件住民監査請求は、地方自治法第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

平成26年度の修学旅行に係る旅費及び給与について

2 監査対象機関

愛知県立大府高等学校

第3 監査結果

1 認定した事実

(1) 平成26年度の修学旅行の下見

ア 目的等

修学旅行の目的達成及びその安全な実施のための事前の情報収集を目的とし、修学旅行当日の日程・時間帯に沿って行う。

イ 情報収集の内容

(ア) 駅の集合場所、解散場所、トイレ等の確認

(イ) 列車移動中の注意点の確認

(ロ) バス、連絡船乗り場の確認

(ハ) 連絡船移動中の注意点の確認

(ニ) 昼食場所の確認

(ホ) 見学地の確認

(ヘ) 見学地、施設等の職員との打合せ

(ト) 宿舎の確認

(チ) 宿舎との打合せ

ウ 平成26年7月24日、A教諭は、大府高校の校長（以下「C校長」という。）

に対し、同月28日から同月30日までの行程を示した平成26年度の修学旅行の下見についての出張計画書を提出し、承認を受けた。同月29日の勤務時間は、午前8時20分から午後5時まで、休憩時間は、午前9時47分から午前11時18分までのうち46分間と割り振られた。

エ 平成26年7月29日午後0時30分頃、A教諭は、下見先の施設に到着し、同日午後1時頃、同施設内でデジタルカメラで女性に対して盗撮行為を行い、これを繰り返した。

オ A教諭は、平成26年7月29日午後4時40分頃、同施設内で警備員に盗撮行為を問いただされ、その後、警備員室で事情聴取を受けた。その後、午後7時頃にホテルに到着した。

カ 平成26年7月30日、A教諭は、下見を続け、帰宅した。

キ 平成26年7月31日、A教諭は、B教頭に対し、宿舎パンフレット、部屋割表

などにより、行程に問題はなかった旨口頭で報告した。

ク 平成26年8月25日、A教諭は、下見に係る旅費を請求し、同年9月29日、59,720円の支給を受けた。

ケ 平成26年9月1日、A教諭は、C校長に対し、下見に係る復命書を提出した。

コ 平成27年5月4日、A教諭は、下見に係る旅費の全額を返納し、今後当該旅費の請求をしない旨の申立書を提出し、同月11日、当該旅費の全額である59,720円を返納した。

サ 平成27年5月24日、A教諭は、修学旅行の下見において盗撮行為を開始した午後1時から同日の勤務時間が終了する午後5時までの4時間分の給与相当額7,128円を返納する旨の申立書を提出し、同月27日、当該給与相当額を返納した。

(2) 平成26年度の修学旅行の引率

ア 目的

修学旅行の教育上の意義を踏まえ、旅行中の生徒の指導及び心身の健康と安全の確保を目的とする。

イ 内容

(ア) 生徒の集合指導及び出欠席の把握（駅、見学地、乗り物等）

(イ) 旅行中の生徒の健康観察及び安全確認

(ウ) 生徒の行動観察及び生活指導（駅、見学地、乗り物内、宿舎等）

(エ) 見学地での解説

ウ 平成26年9月19日、A教諭は、大府高校の他の教諭3名とともにC校長に対し、同月24日から同月26日までの行程を示した平成26年度の修学旅行の引率についての出張計画書を提出し、承認を受けた。同月25日の勤務時間は、午前6時30分から午後10時30分まで、休憩時間は午前9時47分から午前11時18分までのうち1時間及び午後8時30分から午後9時30分までの1時間と割り振られた。

エ 平成26年9月25日午後0時30分頃、A教諭は、引率先の施設に到着し、同日午後1時30分頃、女性らに対してつきまとい行為を始めた。

オ A教諭は、平成26年9月25日午後3時30分から午後4時までの間頃に、同施設内で警備員につきまとい行為を問いただされ、その後、警備員室で事情聴取を受けた。

カ 平成26年9月25日午後4時37分頃、警備員から呼び出しの連絡を受けた引率責任者の教諭（以下「D教諭」という。）が、警備員から呼び出しを受けた旨をC校長に連絡し、同日午後4時52分頃、D教諭は、警備員から聞いたA教諭の非違行為について、C校長に報告した。C校長は、B教頭が迎えに行くまで、A教諭を宿泊予定のホテルに待機させるようD教諭に伝えた。

- キ C校長は、A教諭が引き続き引率業務を遂行することは困難であり、また、速やかに事実を確認するとともに、今後の対応を検討するため、A教諭をすぐに帰校させる必要があること、また、所属職員の監督者として、帰路において証拠を隠滅させることを防止し、やけになって失踪、自殺しないように連れ戻す必要があると判断し、B教頭に対し、A教諭を迎えに行くよう命じた。
- ク 平成26年9月25日午後8時30分頃、B教頭は、宿泊予定のホテルでA教諭を引き取り、同日午後10時30分頃、ともに大府高校に帰着した。
- ケ 平成26年9月29日、A教諭は、C校長に対して引率に係る復命書を提出した。
- コ 平成26年9月30日、B教頭は、C校長に対して出張に係る復命書を提出した。
- サ 平成26年10月1日、B教頭は、出張に係る旅費の請求を行い、同月29日、14,380円の支給を受けた。
- シ 平成26年10月14日、A教諭は、引率に係る旅費の請求を行い、同月29日、55,155円の支給を受けた。
- ス 平成27年5月4日、A教諭は、引率に係る旅費の全額を返納し、今後当該旅費の請求をしない旨の申立書を提出し、同月11日、当該旅費の全額である55,155円を返納した。
- セ 平成27年5月24日、A教諭は、修学旅行の引率においてつきまとい行為を開始した午後1時30分から同日の勤務時間が終了する午後10時30分までの8時間分（休憩時間1時間分を除く。）の給与相当額14,256円を返納する旨の申立書を提出し、5月27日、当該給与相当額を返納した。
- ソ 平成27年5月25日、B教頭は、出張に係る旅費を請求した際、経由地点等の申請を失念したとして、過払いを受けた410円を返納した。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ判断する。

(1) A教諭に対する旅費の返還請求等について

先に認定したとおり、A教諭に対して支給された大府高校の平成26年度の修学旅行の下見及び引率に係る旅費については、A教諭によりその全額が返納され、A教諭は、今後当該旅費の請求をしない旨申し立てていることから、請求人が主張するA教諭に対して旅費の返還請求をする等の措置を講ずべき必要性は認められない。

(2) A教諭に対する給与の返還請求等について

認定した事実によれば、A教諭は、平成26年7月29日、勤務時間中である午後1時頃から盗撮行為を行い、午後4時40分頃に警備員に盗撮行為を問いただされた後、警備員室で事情聴取を受けている。また、A教諭は、同年9月25日、勤務時間中である午後1時30分頃からつきまとい行為を始め、午後3時30分から午後

4時頃までの間に、警備員につきまとい行為を問いただされた後、警備員室で事情聴取を受けている。

職員の給与に関する条例(昭和42年愛知県条例第3号)第29条第1項によれば、職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日の場合等を除き、その勤務しない時間1時間につき、職員の給与月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間の1週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額を減額することが定められており、A教諭が平成26年7月29日及び同年9月25日において、非違行為を開始した時以後の勤務していないと認められる勤務時間があれば、その給与を減額し、その減額した給与の返還を求める必要があると認められるところである。

しかし、先に認定したとおり、A教諭により、平成26年7月29日及び同年9月25日において非違行為を開始した時以後の全勤務時間分の給与相当額が返納されていることから、請求人が主張するA教諭に対して給与の返還請求をする等の措置を講ずべき必要性は認められない。

(3) B教頭の出張に係る旅費の返還請求等について

C校長がB教頭に対して、A教諭を迎えに行くように命じたのは、先に認定したとおり、A教諭が引き続き引率業務を遂行することは困難であり、また、速やかに事実を確認するとともに、今後の対応を検討するため、A教諭をすぐに帰校させる必要があること、また、所属職員の監督者として、帰路において証拠を隠滅させることを防止し、やけになって失踪、自殺しないように連れ戻す必要があると判断したことによるものである。C校長が当該理由によりB教頭に対し、当該出張を命じたことは、校務をつかさどり、所属職員を監督する立場にある校長として相当の行為であったものと認められる。

したがって、当該命令に基づいた出張に係る旅費の支給自体は、違法又は不当なものであるとは認められない。

また、当該旅費の支給は、上記のとおり、C校長が校務をつかさどり、所属職員を監督する立場として必要性があると判断したことにより生じたものであるので、当該命令により要した旅費は県が負担すべきものと認められることから、本件については、県にA教諭に対して当該旅費相当額の支払を請求する権利があるものとは認められない。

(4) なお、請求人が、今後、職務中に違法行為があった場合には、旅費等の支給を行わず、旅費等の支給を行った場合には、返還請求をすることを求めている点については、当該非違行為が行われた状況に応じて、必要な措置が講じられるべきことは当然であるので、現時点で措置を講ずべき必要性は認められない。

3 結論

以上述べたとおり、請求人の請求は、いずれも理由がないものと認められるので、本件住民監査請求を棄却する。

第4 要望

本件住民監査請求についての判断は、以上のとおりであるが、今回の監査を踏まえ、以下のとおり要望する。

勤務時間中又は出張中に職員により非違行為が行われた場合には、当該事案を精査の上、非違行為が行われた状況に応じて、給与及び旅費について、法令に従った必要な措置を講ずることを要望する。

なお、教職員の非違行為は、公務員に対する信用を失墜させるばかりでなく、それが児童・生徒に与える衝撃は、計り知れないものである。これが度重なると、公教育に対する信頼が大きく揺らぐことになる。このため、学校と教育委員会とが連携を密にし、一体となって、その根絶に向けて再発防止策を徹底し、県民の信頼回復に努めるよう要望する。

非 違 行 為 報 告 書

令和5年6月15日(木)

作成者

職・氏名 教頭・

当該職員	所 属	犬山市立 中学校	職名	教諭	氏名	
	生年月日	生	年齢	満 歳	性別	男・女
	採用年月日	平17・4・1	本県勤務年数	19年	現所属発令年月日	令5・4・1
非違行為の名称		わいせつ				
(1) 発生日時等	令和5年6月1日	木曜日	午前 9時30分頃	午前 11時20分頃	午後 3時40分頃	
(2) 発生場所	廊下および 準備室					
(3) 概 要	<p>6月6日(火)の午後3時30分頃、年生学年主任 が男子生徒Aから相談を受けていることを教頭 及び校長 に報告し、午後3時50分頃から校長室にて、Aから聞き取りを行った。問いかけは教頭が行い、記録を学年主任が行った。校長は同席して話を聞いた。</p> <p>6月1日(木)の1時間目の後(午前9時30分頃)、当該教諭が の廊下にて友人と話していたAに と声をかける。Aは と答えた。</p> <p>3時間目の当該教諭が担当する の授業後(午前11時20分頃)、 で当該教諭とAだけとなり、当該教諭が再びAに と声をかけ、Aも再び と答えた。当該教諭は と声をかけ、手を取って下腹部を触らせた。そして、 キスをした。Aは 続けて、当該教諭が と話し、 股間を触った。 と言われて教室に戻った。</p> <p>Aは であることから用があるかと思い、放課後(午後3時40分頃)に 準備室を訪れたところ、当該教諭から再びキスをされ、 と言われた後、 と言われて帰宅した。</p> <p>6月5日(月)、5時間目(午後1時30分頃)の の時間に、Aは当該教諭から のIDと携帯電話の電話番号が書かれたメモ用紙を 教室で渡された。</p> <p>のやりとりは 聞き取りの際に校長、教頭、学年主任で確認した。特筆すべきやりとりは確認できなかった。</p>					

6月6日(火)の6時間目の後(午後3時30分頃)、[]教室内でAは当該教諭から[]と声をかけられたが応じず、学年主任に相談した。聞き取りの後、[]年生の下駄箱が[]であることから、Aは下駄箱まで学年主任に付き添われ、下校した(午後4時10分頃)。

午後4時20分頃、Aからの聞き取りの後に当該教諭に事実確認を校長室で行った。問いかけは教頭が行い、校長が同席した。生徒氏名、性別を挙げず、「生徒から不適切な身体接触があるという申し出がある。事実か」と聞いたところ、「事実です」と回答した。Aから聞き取った[]という発言、股間を触らせた行為、[]股間を触った行為、キスを2回した行為、[]での連絡を個人的に行ったことについて、事実確認を行った。当該教諭は「いずれも事実です」と回答した。

追加して、「他にこのようなことの対象となった生徒はいないか」と聞いたところ「他にはありません」と回答した。

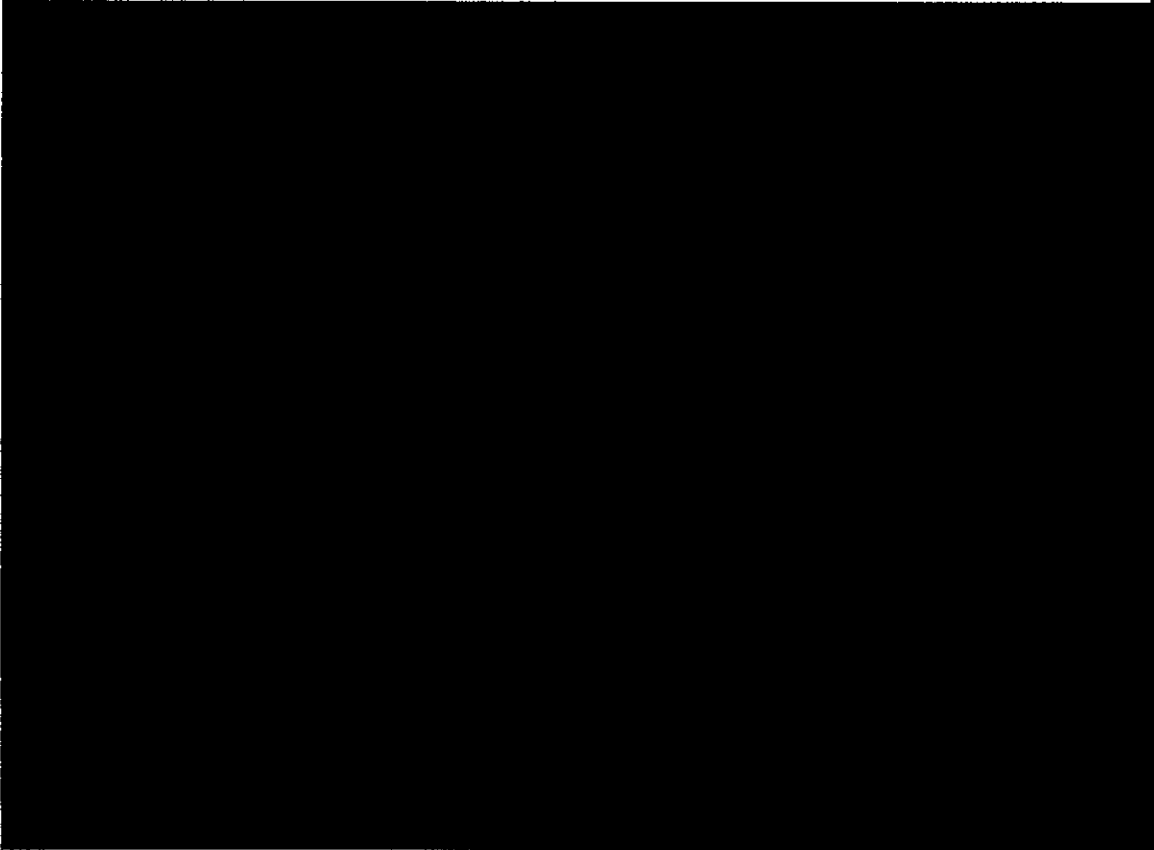
その後、学校の要請で来校した警察官2名に伴われて、任意の事情聴取のため、犬山署に向かった。

6月15日(木)現在、[]二回目の聴取は行われていない。

(4) 事後措置(本人及び所属長のとった対応等)

- 6月6日(火)の午後4時20分頃の聞き取りにおいて本人がわいせつ行為を行ったと認めため、午後4時40分頃犬山市教育委員会に校長が電話で報告を行うとともに警察に来校を要請した。
- 午後5時20分頃、当該教諭は警察官に付き添われて犬山署へ向かい、午後5時30分頃から午後9時頃まで、犬山署で任意の事情聴取を受けた。
- 6月6日(火)の午後5時50分頃、校長と学級担任[]が家庭訪問した。[]であったため、[]とAに状況説明と謝罪を行った。
- 6月7日(水)の午前8時10分より臨時の打ち合わせを行い、校内教職員に対して校内で当該教諭によるわいせつ行為があり、自宅待機しているという説明を行った。
- 6月7日(水)の午前8時30分、犬山市教育委員会を通じて愛知県教育委員会に本事案の速報を提出。
- 教頭と学年主任が6月6日(火)、7日(水)、13日(火)の3回犬山署での聴取に協力した。また、8日(木)午後3時より、[]準備室での犬山署刑事課の現場検証に校長と教頭が立ち会った。
- Aとその[]は、6月11日(日)の午前10時から午後1時まで、それぞれ個別に犬山署での聞き取りに協力した。
- 6月12日(月)より、全校生徒対象に教育相談を実施している。教育相談の方法を養護教諭、スクールカウンセラー、校長で検討して全職員と共通理解を図った。[]年生については学級担任と教科担当が変更になった。こうしたことを起因とする不安についても教育相談で聞いていくこととする。

- ・ 6月12日（月）、生徒の心のケアのため、スクールカウンセラースーパーバイザーの派遣を要請した。
- ・ 6月12日（月）の午後8時10分頃校長がAの■■■■と電話連絡を行い、臨時保護者説明会を行うことについて了承をいただいた。
- ・ 6月13日（火）午後3時30分から、犬山市役所にて、校長が当該教諭から聞き取りを行った。また、校長と犬山市教育委員会教育長（滝 誠）、主幹兼指導室長（高木 順二）、派遣指導主事（野口 和敬）で今後の対応について協議を行った。
- ・ 6月14日（水）の午前10時15分頃、校長がAの■■■■と電話連絡を行い、臨時保護者説明会で説明する具体的な内容について確認を行った。
- ・ 6月14日（水）の午後6時より、犬山市教育委員会同席のもと、■■■■年生保護者に対して臨時保護者説明会を行った。
- ・ 出席者 保護者■■■■、校長、教育長、主幹兼指導室長、派遣指導主事
 - 1 教育長あいさつ 事案の概略説明と謝罪を行う。
 - 2 経緯説明 校長より事案判明からの状況と学校、教育委員会の対応、今後の学校経営体制について説明を行う。
 - 3 質疑応答 保護者から質問。校長と教育長が回答。

- 
- ・ 午後7時から犬山市役所会議室（201・202・203）で記者会見を行った。
 - ・ 出席者 教育長、派遣指導主事、報道関係者8名（テレビ愛知3名・読売新聞・NHK・中日新聞・CBCテレビ・東海テレビ各1名）
 - 1 教育長あいさつ 事案の概略説明と謝罪を行う。

